

交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・
産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・
食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会
第3回 合同会議 議事概要

1. 日時 令和6年9月26日（木）
2. 会議形式 書面開催
3. 議事 合同会議取りまとめ案について

4. 委員からの意見

【5ページほか】

- 荷主等の努力義務として「積載率の向上等」と記載されているが、実車率を高める必要はないとの印象を与えかねない。たとえば、初出時に「積載率の向上等（実車率の向上やトラックの大型化等を含む）」と書くことで、「等」に実車率等も含まれることを明示できないか。（小野塚委員）
- 積載率の用語は、KPIとして設定した積載効率に全て置き換えたほうがいいのではないか。（加藤委員）
- 特段の意味を持たせて「積載率」としている場合を除いて、積載率は積載効率（ロードファクター）とすることが望ましい。積載効率＝輸送トンキロ/能力トンキロは、変形すると積載効率＝積載率×実車率であり、積載効率の向上は、積載率向上（配送の際の積合せ等）と実車率向上（往復マッチング等）のふたつの要素で構成される。昨年6月に出された政策パッケージに挙げられた施策の中で、最も期待効果が大きいのが積載効率の向上である。（北條委員）

【18ページ】

- 現時点で特定荷主に該当していない荷主が、毎年荷量を計算して、特定荷主に該当していないかどうかをチェックすることは困難かと思われるため、業界ごとに、「売上高がXXX円以上になると、荷量が9万トンを超える可能性が高いので、チェックするように」というようなガイドがあると、荷主側も役所側も管理しやすいのではないか。（小野塚委員）
- 対象とする物量について現場の混乱が見られる。たとえば、工場から自社の物流センターまで8トンの荷物を輸送する場合、直送の場合8トンとなるが、1か所中継地を入れると16トン（＝8トン＋8トン）になると考えられる。これは、トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間が発生すると考えられる輸送区間を対象

とするため、直送では該当物流が8トンとなる一方、中継輸送の場合は16トンになると考えるからである。純流動と総流動の違いともいえるが、この両者の違いが十分に理解されていないと思われるため、この点を明確にする必要がある。（北條委員）

- 海外からの荷物、あるいは海外への荷物は対象になるかについて解釈が分かれている。省エネ法では外貨は算定の対象外であるが、本改正法の場合は法の主旨を鑑みると、外貨であってもトラックドライバーの荷待ち・荷役等時間が発生する以上、対象物量になると考えられる。このような点について明確にする必要がある。（北條委員）
- 小売業の専用物流センター（配送先が当該小売業の店舗等のみである物流センター）については、小売業が着荷主（第二種荷主）としての管理責任を負うことを明確にしてはどうか。通過型の専用物流センターの場合は、店舗等の発注に応じて、通過型物流センターへの入荷が行われるため、当該小売業に着荷主としての管理責任があるといえる。在庫型の専用物流センターの場合は、センター在庫の所有権は仕入先が持ったままであるが、センター在庫は当該小売業の店舗へ供給するための一時保管在庫であり、入荷・出荷とも、当該小売業の店舗への商品供給のために運営されているため、当該小売業に着荷主としての管理責任があると考えられる。（加藤委員）

【24ページ】

- 「物流統括管理者は、トラックドライバーの荷役等時間の短縮及び積載率の向上を促進するため」と記載されているが、CLOの設置を義務付ける貴重な機会であるため、これらのほかに本来CLOが担うべき役割も明記した上で省令で定める範囲を記載した方がよいのではないか。（小野塚委員）
- 新物効法の条文上、物流統括管理者（CLO）の役職は必ずしも役員であることが必要とは読み取れないことから、取りまとめ案でも「役員等」から選任としているものと思われるが、物流統括管理者（CLO）には役員クラスをあてるべきというメッセージをこめて「役員・執行役員等」としてはどうか。（北條委員）

【25ページ】

- 省エネ法の工場規制の事業者クラス分け評価制度を参考にするとのことだが、分析にあたっては、KPI（トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間）と相関する項目（たとえば物流統括管理者（CLO）の職位など）の洗い出しが重要と考える。（北條委員）

【全般】

- 物流効率化法改正によって広く事業者に物流効率化への取組の努力義務が課されることについて、全般的に産業界全体で、情報と関心が十分でないと感じる。特に、特定事業者にあたらないであろう中小事業者では、努力義務でも調査・公表がされること、また、特定事業者の取引先として物流効率化の取組への協力が必要になることなど、対応が必要となることについて情報と理解が足りていないように見える。最終的な取りまとめの後、本改正とその対応についての十分な情報提供について、検討し、実行いただきたい。（大島委員）

（以 上）